

審議事項 3. 次々期会長選挙の実施方法について

■昨年の役員会・総会において、以下の点が承認された。

1. 次期会長は山田俊弘氏（広島大学）が就任する
2. 次次期会長選挙から選挙制度を導入する

したがって、今年の役員会・総会においては、選挙導入に向けた地区会規則の改定と具体的な実施方法について議論し、決定していく必要がある。

■次々期会長選挙の実施に向けた大まかなスケジュール

2023年5月 役員会・総会で選挙制度導入の承認

↓ 地区会規約の改定案準備、選挙制度の詳細の検討

2024年5月 役員会（新体制）・総会で地区会規則改定案および選挙制度詳細の承認

↓

2024年12月 本会に翌年度選挙を行う旨の連絡

↓

2025年5月 役員会・総会で選挙のアナウンス

↓ 選挙実施の準備

2025年10月 選挙の実施

↓

2026年5月 選挙結果を受けた新体制の発足

■実施方法の具体案

- 地区会長選挙は本会の会長・代議員選挙と同時にオンラインで行う（本会の選挙管理委員会が実質的に管理・運営してくれるため、地区会として選挙管理委員会などを設ける必要はない）
- 選挙権は全会員にあり、被選挙権は正会員のみ。会長候補者は選挙によって選出され、総会において決定される。候補者は辞退する権利を持つ。
- 選挙の投票画面においては役員会から3名程度の候補者を示す。しかし、これらの候補者以外に投票することも可能である。
- 会長候補者の得票数が同数の場合、会員歴の長いものが上位となる。
- 県幹事に関しては選挙を実施せず、各県に在住する会員から役員会が決定する。

■一般社団法人日本生態学会中国四国地区会 運営規則（関連する箇所の抜粋。改定する箇所は赤字）

2. 中国四国地区会の構成員と運営

第6条 「役員、役員会」 中国四国地区会に次の役員をおき、役員会を構成する。1) 役

員会は中国四国地区の運営方針、事業計画等について協議し、第 13 条に規定する総会において中国四国地区会員に提案する。2) 第 7 条に規定する会長の任期が終了する前年の役員会において選挙によって地区会正会員から次期会長を選出し、第 13 条に規定する総会で決定中国四国地区会員に提案する。

1. 会長 1 名
2. 庶務幹事 1 名
3. 会計幹事 1 名
4. 県幹事 9 名
5. 地区代議員 1 名
6. 自然保護専門委員会委員 2 名

第 7 条 「会長」 会長は中国四国地区会を代表し、会務を統べる。会長は役員会での合議地区会正会員から選挙により中国四国地区会会員から選出され、第 13 条で規定する総会で承認を得る。得票数が同数の場合、会員歴の長い者が上位となる。

第 8 条 「庶務幹事」 庶務幹事は会長を助けて会務を遂行する。庶務幹事は会長により選任される。

第 9 条 「会計幹事」 会計幹事は中国四国地区会による事業等の遂行に必要な費用を管理する。庶務幹事は会長により選任される。

第 10 条 「県幹事」 中国四国地区の各県に 1 名の県幹事をおく。県幹事は各県の会員を代表して意見を述べるとともに、中国四国地区会を運営する。次期県幹事は各県に在住する会員の互選によりから役員会が決定する。

第 11 条 「代議員、自然保護専門委員会委員の招集」 会長は、中国四国地区から選出された一般社団法人日本生態学会代議員および自然保護専門委員会委員を、中国四国地区会の役員として役員会に招集する。

第 12 条 「委員会」 中国四国地区会は、必要に応じて委員会を設置することができる。委員は役員会の協議により中国四国地区会員の中から選び、会長が委嘱する。任期、人数はその都度決定する。委員会の委員長は委員の互選により選出する。

第 13 条 「総会」 会長は中国四国地区会に所属するすべての会員が集まることができ、情報・意見交換を行い、役員会が示す運営方針や事業計画に対して意見を述べ、意思決定に反映することができる総会を、少なくとも 1 年に 1 回設けなければならない。

第14条 「役員の任期」 役員の任期は1期 2年とし、定時総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。ただし、代議員および自然保護専門委員会委員の任期は、一般社団法人日本生態学会の定める期間とする。

4. 改訂

第16条 運営規則の改訂には地区会総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(参考1：地区会の地区会長と地区委員選出方法)

地区	会長	地区委員	県ごとの地区委員数	委員総数
北海道	直接選挙	推薦+信任投票	—	5名
東北	地区委員の互選	選挙	会員20名まで2, +15ごと1増	23名
関東	地区委員会が選出	本会の役員	—	13名
中部	会員の合議？	未導入	—	—
近畿	地区委員の互選	選挙	会員40名まで2, +20ごと1増	39名
中国四国	地区委員会が選出	未導入		15名
九州	直接選挙	選挙	会員20名まで1, +10ごと1増	26名